

専決処分の報告について

伊勢原市印鑑条例の一部を改正する条例について、市長の専決事項の指定について（平成 2 年 3 月 23 日議決）に基づき、別紙のとおり専決処分をしたので、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 2 項の規定により報告する。

令和 8 年 10 月 5 日提出

伊勢原市長 萩 原 鉄 也

専 決 処 分 書

伊勢原市印鑑条例の一部を改正する条例について、市長の専決事項の指定について（平成２年３月２３日議決）に基づき、別紙のとおり専決処分をする。

令和８年９月１５日

伊勢原市長 萩 原 鉄 也

理由

地方自治法施行規則の一部を改正する省令（令和８年総務省令第８６号）が令和８年１０月１日から施行されることに伴い、伊勢原市印鑑条例中に引用する条項を整理する必要があるため、市長の専決事項の指定に基づき、専決処分をする。

伊勢原市印鑑条例の一部を改正する条例

伊勢原市印鑑条例（昭和５２年伊勢原市条例第２８号）の一部を次のように改正する。

第３３条第２項中「第１９条第１項第１号ト」を「第１８条の３第１項第７号」に改める。

附 則

この条例は、令和８年１０月１日から施行する。

伊勢原市印鑑条例新旧対照表

現 行	改 正 案
目次 (略) 第1章～第3章 (略) 第4章 雑則 第32条 (略) (代理人の場合の添付書類) 第33条 (略) 2 地方自治法施行規則(昭和22年内務省令第29号)第19条第1項第1号トの代理人を置いてする認可地縁団体にあつては、第22条、第28条及び第30条第1項の規定による申請を代理人により行うことができる。この場合において、代理人は、団体印鑑登録申請者からの委任の旨を証する書面を提出しなければならない。 第34条～第38条 (略)	目次 (略) 第1章～第3章 (略) 第4章 雑則 第32条 (略) (代理人の場合の添付書類) 第33条 (略) 2 地方自治法施行規則(昭和22年内務省令第29号)第18条の3第1項第7号の代理人を置いてする認可地縁団体にあつては、第22条、第28条及び第30条第1項の規定による申請を代理人により行うことができる。この場合において、代理人は、団体印鑑登録申請者からの委任の旨を証する書面を提出しなければならない。 第34条～第38条 (略)